

日生協政企発 15-16 号

2016 年 2 月 9 日

経済産業大臣 林 幹雄 様

日本生活協同組合連合会
専務理事 和田 寿昭

「都市ガス料金における料金規制経過措置（案）」に関わる意見

私たち生協は、本年 4 月からの電気小売事業の全面自由化とともに、2017 年 4 月からスタートする都市ガス小売事業の自由化において、家庭用エネルギー事業の効率化や消費者視点での改善が進むことを期待しています。また、すでに自由市場となっている LP ガス事業での事例から、都市ガス事業の市場が、消費者にとって分かりにくく、不透明・不公正なものにならないことを強く願っています。

そうした点で、都市ガス料金における料金規制経過措置については、都市ガスを利用する消費者のくらしの現実をしっかりと踏まえた制度設計が必要です。

第 1 に、都市ガスを利用している一般の家庭において、都市ガス事業者間の競争があれば、消費者は比較的容易に事業者を切り替え（スイッチ）することは可能ですが、LP ガスやオール電化などに切り替えるためには、多大なコストや手間がかかります。特に、集合住宅や賃貸住宅においては、他燃料への転換はほぼ不可能です。都市ガス事業者間の競争がない地域では、多くの消費者は選択の権利がない状態となります。

このような状態で料金規制経過措置を解除すると、実質的な選択権のない消費者は、既存小売事業者の恣意的な料金値上げを受け入れざるをえません。選択の余地のない消費者に、競争の激しい需要分野のコストや他事業のコストを転嫁される可能性すらあります。

第 2 に、基本的に全国どこを見ても LP ガスは都市ガスよりも高い料金であるのが一般的です。したがって、都市ガス事業者間の競争がない地域において料金規制経過措置を解除してしまった場合には、既存の都市ガス事業者の料金が、現状かなり割高な LP ガス料金まで引き上げられる可能性が極めて高いというのは容易に想像できます。

第 3 に、三大都市圏（首都圏、中京圏、近畿圏）以外の地域において、都市ガス小売事業に新規参入があるのかどうか、とりわけ、導管が繋がっていない地方の中小の都市ガス事業者のエリアにおいて、新規参入があるのかどうか、極めて不透明ということです。もし、こうした地域に都市ガス小売の新規参入がなく、都市ガス事業者間の競争がない中で、料金規制経過措置が解除されるとすると、文字通り「規制なき独占」となる可能性が極めて高いと思われます。その結果として、大都市圏では競争により料金の引き下げがあったとしても、地方においては料金の引き上げが行われ、都市ガス料金の地域間格差が広がることが懸念されます。

こうした点から、今般「ガスシステム改革小委員会」にて提案されている都市ガス料金の料金規制経過措置のあり方に関わって、以下のように制度設計を図ることを要望します。

1. 都市ガス事業者間での競争状態が確認されるまでは経過措置料金を維持することを要望します。例外的に都市ガス事業者間の競争がない状態で経過措置を解除する場合には、相当程度他燃料との競争状態が確認されることを要件とする必要があると考えます。

また、都市ガスの普及率は、同じ事業者内でも地域によって、配管の状況など、かなりの偏りがあることから、解除は原則として事業者単位ではなく、市町村単位で行うことを要望します。

2. 都市ガス事業者に対して、標準的な家庭用ガス料金の価格表の開示を義務づけること、また、ガス料金の値上げをする場合には一定期間（例えば2カ月前）に、消費者に対して値上げ額・値上率、その理由などを書面で交付することを義務づけることを要望します。

3. 既存小売事業者の料金規制を撤廃した後でも、都市ガスの料金の実態を把握し、必要に応じて是正の措置をとれる制度を要望します。競争状況は変化しますので、料金規制の経過措置の廃止時に競争状態にあったとしても、その後、事業者が淘汰されるなどして独占状態に戻ることもあり得ます。電力ガス取引監視等委員会が、上記の標準家庭ガス料金の値上げ動向を監視し、問題がある場合には、是正の措置がとれるようにしておくよう要望します。

以上